

経済・財政再生計画 改革工程表(平成27年12月24日)

<「税制抜本改革法」を踏まえた地域間の税源の偏在を是正する方策、課税自主権の拡充> 《総務省》

「税制抜本改革法」を踏まえ地域間の税源の偏在を是正する方策を講ずるとともに、地方自治体が自主性を発揮できるよう課税自主権の拡充を図る。

■地域間の税源の偏在の是正については、平成28年度与党税制改正大綱等に沿って、具体的な措置を講じる。

<平成28年度与党税制改正大綱等>

○ 地方創生を推進するためには、地方公共団体が安定的な財政運営を行うことのできる地方税体系を構築する必要がある。こうした観点も踏まえ、地方法人課税については、消費税率(国・地方)8%段階の措置に引き続き、消費税率10%段階においても、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るための措置を講ずる。また、地方法人特別税・譲与税を廃止し、法人事業税に復元するとともに、これに代わる偏在是正措置を講ずる。

具体的には、法人住民税法人税割の税率を引き下げるとともに、地方法人税の税率を当該引下げ分相当引上げ、その税収全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直接繰り入れ、地方交付税原資とする。更に、地方法人特別税・譲与税に代わる偏在是正措置に伴う市町村の減収補てん、市町村間の税源の偏在性の是正及び市町村の財政運営の安定化を図る観点から、法人事業税の一定割合を市町村に交付する制度を創設する。なお、この偏在是正により生じる財源(不交付団体の減収分)を活用して、地方財政計画に歳出を計上する。

■課税自主権の拡充については、その一層の拡充を図る観点から、必要な制度の見直しを行うとともに、情報提供など地方団体への支援を行う。法定外税の導入件数等については、毎年度、調査の上、公表。

<地方単独事業について、過度な給付拡大競争を抑制していくための制度改革> 《制度所管府省庁》

■地方単独事業について、過度な給付拡大競争を抑制していくための制度改革を進める。国が果たすべき役割の範囲を制度上明確にする際、地方自治の原則に十分配慮する。

例えば乳幼児医療費などの一部負担金減免については、その在り方について、現行制度の趣旨や国民健康保険財政に与える影響等を考慮しながら、厚生労働省において議論を続けていくこととしている。

<地方交付税制度改革に合わせた留保財源率についての必要な見直し> 《総務省》

■地方交付税制度改革に合わせて、留保財源率については必要な見直しを検討する。

経済・財政再生計画 改革工程表 2016改定版(平成28年12月21日)

<「税制抜本改革法」を踏まえた地域間の税源の偏在を是正する方策、課税自主権の拡充> 《総務省》

「税制抜本改革法」を踏まえ地域間の税源の偏在を是正する方策を講ずるとともに、地方自治体が自主性を発揮できるよう課税自主権の拡充を図る

■地域間の税源の偏在の是正については、平成28年度与党税制改正大綱等に沿って、具体的な措置を講じる

<平成28年度与党税制改正大綱等>

○ 地方創生を推進するためには、地方公共団体が安定的な財政運営を行うことのできる地方税体系を構築する必要がある。こうした観点も踏まえ、地方法人課税については、消費税率(国・地方)8%段階の措置に引き続き、消費税率10%段階においても、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るための措置を講ずる。また、地方法人特別税・譲与税を廃止し、法人事業税に復元するとともに、これに代わる偏在是正措置を講ずる

具体的には、法人住民税法人税割の税率を引き下げるとともに、地方法人税の税率を当該引下げ分相当引上げ、その税収全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直接繰り入れ、地方交付税原資とする。更に、地方法人特別税・譲与税に代わる偏在是正措置に伴う市町村の減収補てん、市町村間の税源の偏在性の是正及び市町村の財政運営の安定化を図る観点から、法人事業税の一定割合を市町村に交付する制度を創設する。なお、この偏在是正により生じる財源(不交付団体の減収分)を活用して、地方財政計画に歳出を計上する

○ 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(平成28年11月28日第86号)により、消費税率10%への引上げ時期の変更に併せて偏在是正措置の実施時期を2年半延期し、平成31年10月とすることとしている

■課税自主権の拡充については、その一層の拡充を図る観点から、必要な制度の見直しを行うとともに、情報提供など地方団体への支援を行う。法定外税の導入件数等については、毎年度、調査の上、公表

<地方単独事業について、過度な給付拡大競争を抑制していくための制度改革> 《制度所管府省庁》

■地方単独事業について、過度な給付拡大競争を抑制していくための制度改革を進める。国が果たすべき役割の範囲を制度上明確にする際、地方自治の原則に十分配慮する

例えば子どもの医療に関する国保の減額調整措置については、ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)のロードマップにおいて、「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会での取りまとめにおいて、少子化対策を推進する中で自治体の取組を支援する観点から早急に見直すべきとの意見が大勢を占めた。その際、医療保険制度の規律や負担の公平性、過度な給付拡大競争の抑制等の観点を踏まえ検討を行うべきだとされたことも踏まえ、年末までに結論を得る。」とされたことを踏まえ行う検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる

<地方交付税制度改革に合わせた留保財源率についての必要な見直し> 《総務省》

■地方交付税制度改革に合わせて、留保財源率については必要な見直しを検討する

改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|--|--|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| <p>＜「税制抜本改革法」を踏まえた地域間の税源の偏在を是正する方策、課税自主権の拡充＞</p> <p>「税制抜本改革法」を踏まえ地域間の税源の偏在を是正する方策を講ずるとともに、地方自治体が自主性を発揮できるよう課税自主権の拡充を図る。地域間の税源の偏在の是正については、平成28年度与党税制改正大綱等に沿って、具体的な措置を講じる。課税自主権の拡充については、その一層の拡充を図る観点から、必要な制度の見直しを行うとともに、情報提供など地方団体への支援を行う。法定外税の導入件数等については、毎年度、調査の上、公表。</p> | <p>総務省において、地方団体からの相談に応じるとともに、ホームページや各種会議において必要な情報提供を行う等、地方団体への支援を行い、一層の活用を働きかけが行われているところ。法定外税については、地方団体が、自らの判断と責任において導入するものであることから、数値目標の設定は困難であり、引き続き毎年度の導入件数・税収額の動向をモニタリングすることが適当と考えられる。</p> <p>(参考データ)</p> <p>【法定外税導入件数】 H27.4.1現在:55件 → H29.4.1現在:57件</p> <p>【税収額】 429億円(H26決算)→ 517億円(H28決算速報値) (順調)</p> | <p>今後とも、引き続き、地方団体からの相談に応じるとともに、ホームページや各種会議において必要な情報提供を行う等、地方団体への支援を行い、一層の活用の働きかけを行う。</p> |
| <p>＜地方単独事業について、過度な給付拡大競争を抑制していくための制度改革＞</p> <p>地方単独事業について、過度な給付拡大競争を抑制していくための制度改革を進める。国が果たすべき役割の範囲を制度上明確にする際、地方自治の原則に十分配慮する。</p> <p>例えば子どもの医療に関する国保の減額調整措置については、ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)のロードマップにおいて、「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会での取りまとめにおいて、少子化対策を推進する中で自治体の取組を支援する観点から早急に見直すべきとの意見が大勢を占めた。その際、医療保険制度の規律や負担の公平性、過度な給付拡大競争の抑制等の観点を踏まえ検討を行うべきとされたことも踏まえ、年末までに結論を得る。」とされたことを踏まえ行う検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる</p> | <p>【厚生労働省】国保の減額調整措置については、関係審議会における議論等も踏まえて検討を行った結果、全ての市町村が未就学児まででは何らかの助成措置を実施している実態等を踏まえ、地方公共団体の少子化対策の取組を支援する観点から、平成30年度から、未就学児までを対象とする医療費助成については、国保の減額調整は行わないこととした。</p> <p>(順調)</p> | <p>【厚生労働省】検討結果を踏まえ、地方公共団体の少子化対策の取組を支援する観点から、未就学児までを対象とする医療費助成については、平成30年度より国保の減額調整を廃止。</p> |
| <p>＜地方交付税制度改革に合わせた留保財源率についての必要な見直し＞</p> <p>地方交付税制度改革に合わせて、留保財源率については必要な見直しを検討する。</p> | — | <p>地方交付税制度改革に合わせて、必要な見直しを検討する。</p> |

経済・財政再生計画 改革工程表(平成27年12月24日)

<共助社会づくり> 《内閣府》

■「共助社会づくり懇談会」において取りまとめられた報告書「共助社会づくりの推進について～新たな「つながり」の構築を目指して～」を踏まえ、共助社会づくりを推進する。

<ソーシャル・インパクト・ボンドの活用拡大> 《行政・民間》

■貧困・失業対策をはじめとする幅広い分野において、官民連携によるソーシャル・インパクト・ボンド等の活用を拡大する。

<エビデンスに基づくPDCAサイクルの抜本的強化>

<(行政事業レビュー) 定量的な成果目標設定の徹底と一層厳格な自己点検>

<(行政改革推進会議) 府省横断的・継続的な検証の推進>

《内閣官房 行政改革推進本部事務局》

■経済・財政一体改革推進委員会の取組と連携しつつ、各府省庁の事業の必要性、効率性、有効性の自己検証・点検を進める。

経済・財政再生計画 改革工程表 2016改定版(平成28年12月21日)

<共助社会づくり> 《内閣府》

■「共助社会づくり懇談会」において取りまとめられた報告書「共助社会づくりの推進について～新たな「つながり」の構築を目指して～」を踏まえ、共助社会づくりを推進する。このため、平成28年6月に成立した改正NPO法の円滑な施行を図るとともに、社会的成果(インパクト)評価の普及を図る

<ソーシャル・インパクト・ボンドの活用拡大> 《行政・民間》

■貧困・失業対策をはじめとする幅広い分野において、官民連携によるソーシャル・インパクト・ボンド等の活用を拡大する。このため、関係省庁や関係団体において、パイロット事業を実施するとともに、成果志向の事業遂行を促進する社会的インパクト評価を推進する

<エビデンスに基づくPDCAサイクルの抜本的強化>

<(行政事業レビュー) 定量的な成果目標設定の徹底と一層厳格な自己点検>

<(行政改革推進会議) 府省横断的・継続的な検証の推進>

《内閣官房 行政改革推進本部事務局》

■行政事業レビュー実施要領(平成28年3月29日改定)において、行政事業レビューシートに、「経済・財政再生アクション・プログラム」(平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)における改革項目及びKPIと、当該改革項目等に関連する事務事業に係るレビュー対象事業の成果との対応関係を明記するとともに、当該KPIの達成状況を記載するよう改定を行っており、経済・財政再生計画の取組は、行政事業レビューの取組と連携しながら、PDCAを回すこととしている。引き続き、経済・財政一体改革推進委員会の取組と連携しつつ、各府省庁の事業の必要性、効率性、有効性の自己点検・検証を進める

重要課題:その他

改革項目:その他の検討項目

改革工程の進捗状況

| 改革工程 | 改革工程の進捗 | |
|---|--|---|
| | 計画期間中の進捗 | 今後の進展について |
| <p><共助社会づくり> 「共助社会づくり懇談会」において取りまとめられた報告書「共助社会づくりの推進について～新たな「つながり」の構築を目指して～」を踏まえ、共助社会づくりを推進する。このため、平成28年6月に成立した改正NPO法の円滑な施行を図るとともに、社会的成果(インパクト)評価の普及を図る</p> | <p>○平成28年6月に「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」が成立し、一部を除いて平成29年4月1日に施行された。(順調) ○平成28年度中において、社会的インパクト評価の事例蓄積とノウハウ抽出のためのモデル構築のための調査研究を実施した。(順調)</p> | <p>○引き続き、改正NPO法の円滑な運用・周知に努める。 ○今後も引き続き、インパクト評価ツールを検討するための調査を実施する。</p> |
| <p><ソーシャル・インパクト・ボンドの活用拡大> 貧困・失業対策をはじめとする幅広い分野において、官民連携によるソーシャル・インパクト・ボンド等の活用を拡大する。このため、関係省庁や関係団体において、パイロット事業を実施するとともに、成果志向の事業遂行を促進する社会的インパクト評価を推進する</p> | <p>貧困・失業対策をはじめとする幅広い分野において、官民連携によりソーシャル・インパクト・ボンド等の活用を拡大する。関係省庁や各団体において、関係省庁や各団体において、パイロット事業を実施するとともに、成果思考の事業遂行を促進する社会的インパクト評価を推進。</p> | <p>引き続き、パイロット事業の実施、社会的インパクト評価等を推進する。</p> |
| <p><エビデンスに基づくPDCAサイクルの抜本的強化> 行政事業レビュー実施要領(平成28年3月29日改定)において、行政事業レビューシートに、「経済・財政再生アクション・プログラム」(平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)における改革項目及びKPIと、当該改革項目等に関連する事務事業に係るレビュー対象事業の成果との対応関係を明記するとともに、当該KPIの達成状況を記載するよう改定を行っており、経済・財政再生計画の取組は、行政事業レビューの取組と連携しながら、PDCAを回すこととしている。引き続き、経済・財政一体改革推進委員会の取組と連携しつつ、各府省庁の事業の必要性、効率性、有効性の自己点検・検証を進める</p> | <p>行政事業レビュー実施要領(平成29年3月28日改正)に基づき、事業の必要性、効率性、有効性の自己点検・検証を行うよう、各府省に対して要請し、各府省はこれに沿って行政事業レビューを実施している。(順調)</p> | <p>引き続き、行政事業レビュー実施要領に基づき、事業の必要性、効率性、有効性の自己点検・検証を行っていく。</p> |